

生食発 1112 第 4 号  
3 輸国 第 2949 号  
令和 3 年 11 月 12 日

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )  
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長  
( 公 印 省 略 )

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国からタイ向けに輸出する食品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 TH-01「タイ向け輸出食品の取扱要綱」（以下「要綱」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、輸出証明書発給システムを改修し、要綱に規定する手続が行えるよう整備したこと等を踏まえ、要綱について、下記のとおり所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

なお、施設認定及び英文証明書の発行申請手続については、令和 4 年 11 月をめどに書面等による受付を別途廃止する予定であることから、書面等により申請する事業者には輸出証明書発給システムの利用について御案内するようお願いいたします。

## 記

- 1 輸出証明書発給システムにより各種手続が行えるよう規定したこと。
- 2 施設責任者と異なる者が施設認定又は英文証明書の発行に係る申請を行う際に、当該施設からの委任状の提出を求めるよう規定したこと。
- 3 その他所要の改正を行ったこと。